

広  
報

# 大洲

No.42

— おおず —

きらめき創造 大洲市  
—みとめあい ささえあう 肱川流域都市—



大洲市民の方には、お得な市民サービスデーがあります。  
また今年から、インターネットでもうかいの申し込みができるようになりました。  
(<http://www.kurarinet.jp/ukai/>) ※なお、お申し込み時には注意事項をよくご確認ください。

7  
2008

## 平成20年7月号

- ☆税制改正のお知らせ ..... P2~3
- ☆介護保険料のお知らせ ..... P4~5
- ☆景観計画素案の公表 ..... P8~9
- ☆叙勲受章者紹介 ..... P10
- ☆大洲地区広域消防事務組合消防吏員採用案内 ... P11
- ☆肱北浄化センター完成 ..... P14~15
- ☆市有地売却のお知らせ ..... P19

発行/大洲市役所 編集/総務課  
〒795-8601 大洲市大洲690-1 ☎ 24-2111  
大洲市公式ホームページ <http://www.city.ozu.ehime.jp>

PRINTED WITH  
SOYINK

広報おおずは、環境に配慮し、再生紙及び大豆インキを使用しています。

# 税制改正のお知らせ ～国民健康保険税～

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設に伴い、国民健康保険税額が増えることが想定される次のような場合、一定期間、負担を軽減する措置が設けられました。

## ① 軽減判定基準が見直されました。

国民健康保険税には、世帯主と国保加入者の前年中の所得の合計額が一定基準を超えない世帯について、減額制度（被保険者均等割と世帯別平等割のそれぞれ7・5・2割）があります。その世帯に後期高齢者医療制度へ加入した人がいる場合、国保の加入者が少なくなっても、**5年間**は後期高齢者医療制度へ加入した人の所得・人数も含めて軽減判定を行い、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、経過措置が設けられました。

7割軽減	前年の合計所得が、33万円以下の世帯
5割軽減	前年の合計所得が、33万円に被保険者（納税義務者を除く）及び特定同一世帯所属者（納税義務者を除く）1人につき24.5万円を加算した額以下の世帯
2割軽減	前年の合計所得が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した額以下の世帯

※ 特定同一世帯所属者とは…

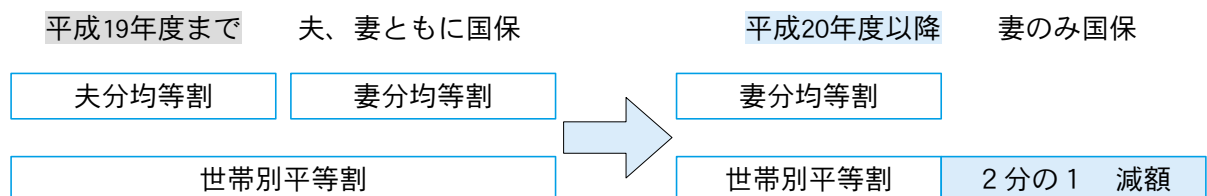
後期高齢者医療制度に加入したことにより国保を脱退した人で、それ以後、世帯主が変わることなく継続して同じ世帯にいる人（世帯主の場合は引き続き世帯主である人）

※ 前年の合計所得は、特定同一世帯所属者の所得も含まれます。

## ② 世帯別平等割が軽減されます。

後期高齢者医療制度に加入した人が国保の被保険者でなくなったことにより、単身世帯となる国保世帯について、**5年間**は世帯別平等割分(医療分・後期高齢者支援金等分のみ)を2分の1に減額する経過措置が設けられました。

【軽減のイメージ】



## ③ 被扶養者であった人の国民健康保険税の一部が減免されます。

社会保険などから後期高齢者医療制度へ移行した人の被扶養者が国保へ加入した場合は、新たに国民健康保険税を負担することとなるため、当該被扶養者(国保資格取得時に65～74歳)であった人の国民健康保険税を次のとおり**2年間**減免します。

	減免の内容
所得割・資産割	・賦課しない
被保険者均等割	・7割・5割軽減に該当しない場合は、2分の1を減免 ・2割軽減に該当する場合は、2割軽減分とあわせて2分の1となるよう減免
世帯別平等割	・単身世帯の2分の1減額に該当する場合を除き、被扶養者であった人のみの世帯に限り被保険者均等割と同様に減免

※この適用を受けるには、申請書の提出が必要です。該当となる方は国保資格を取得される際にご案内します。

【問い合わせ先】 市役所税務課市民税係 ☎24-2111（内線129）

## 税制改正のお知らせ

### ～固定資産税～

平成20年度税制改正により、固定資産税については、次のとおりに改正となりましたのでお知らせします。

#### ○長期優良住宅（200年住宅）に係る特例措置の創設

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成20年10月1日予定）から平成22年3月31日までの間に新築された住宅について、新築から5年度分（中高層耐火建築物にあつては7年度分）に限り、当該住宅に係る税額（1戸あたり120㎡相当分までに限る。）の2分の1を減額する特例を受けることができます。

※これらの特例措置は、現行の新築住宅特例に代えて適用します。

##### 【要件】

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準（耐久性、可変性、維持管理の容易性等）に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅であること。

##### 【確認の手続き】

認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付して、税務課に申告してください。

#### ○省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の創設

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、翌年度の当該住宅に係る固定資産税の税額（120㎡分までを限度）の3分の1を減額する措置を受けることができます。

##### 【要件】

・次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行っていること。

- ① 窓の改修工事
- ② 床の断熱改修工事
- ③ 天井の断熱改修工事
- ④ 壁の断熱改修工事

※①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。

- ・当該改修工事が平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く。）において行われること。
- ・当該改修工事に要する費用が30万円以上であること。

##### 【確認の手続き】

納税者は、改修後3カ月以内に建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書を添付して税務課に申告してください。

##### 【問い合わせ先】

市役所税務課固定資産税係 ☎24-2111（内線126）

## 長寿医療制度

（後期高齢者医療制度）

## のお知らせ

7月には、平成19年中の所得に基づいて、平成20年度の保険料が本算定され、被保険者の皆さんに通知されます。

年金天引き（特別徴収）の方は、現在平成18年中の所得に基づいて仮算定されていますが、本算定により、10月分から調整されることとなります。仮徴収額が本算定した額を上回った場合は還付いたします。

年金から天引きされなかった（普通徴収）方には、通知書とともに納付書をお送りします。また、大洲市では、安全で確実な金の口座振替を推進していますので、ぜひご協力ください。

### 問い合わせ先

市役所保険環境課高齢者医療係

☎24-2111（内線155）

※シリーズ長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、今号はお休みします。

# 介護保険料のお知らせ

65歳以上の高齢者へ

平成20年度

## 介護保険料のお知らせ

介護保険制度では、必要とするサービス量や65歳以上の人の数によって、3年ごとに保険料の見直しを行っています。なお、今年度は保険料基準額の見直し後3年目であるため、保険料基準額の変更はありません。

保険料はいくらになるのですか？

表のように住民税の課税状況や所得状況によって決まります。

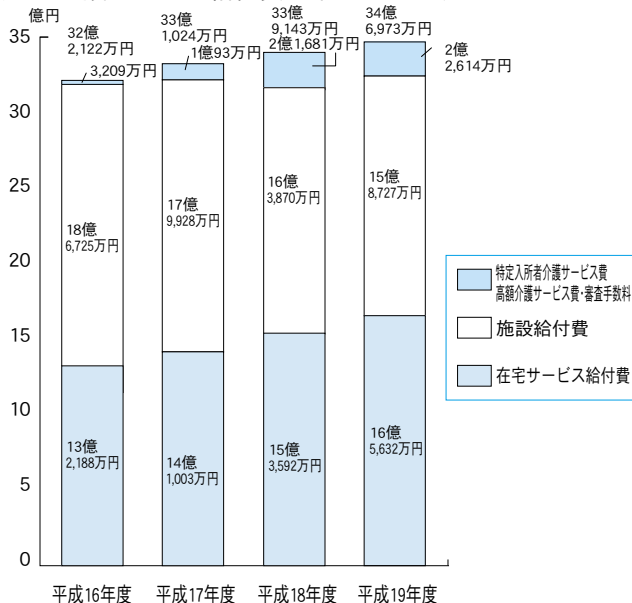
※住民税において、合計所得金額が125万円以下の65歳以上の方に対する非課税措置が廃止され、その影響により所得状況が変わらなくても所得段階が上がる場合があります。このような方の保険料負担の急激な増加を軽減させるため、今年度も緩和措置を実施します。詳細は、本庁・各支所担当におたずねください。

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	○生活保護の受給者 ○老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.5	22,500円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	22,500円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	33,800円
第4段階	○本人が住民税非課税の方(世帯内に住民税課税者がいる)	基準額	45,000円
第5段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	56,300円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	67,500円

介護保険は、いまどんな状況ですか？

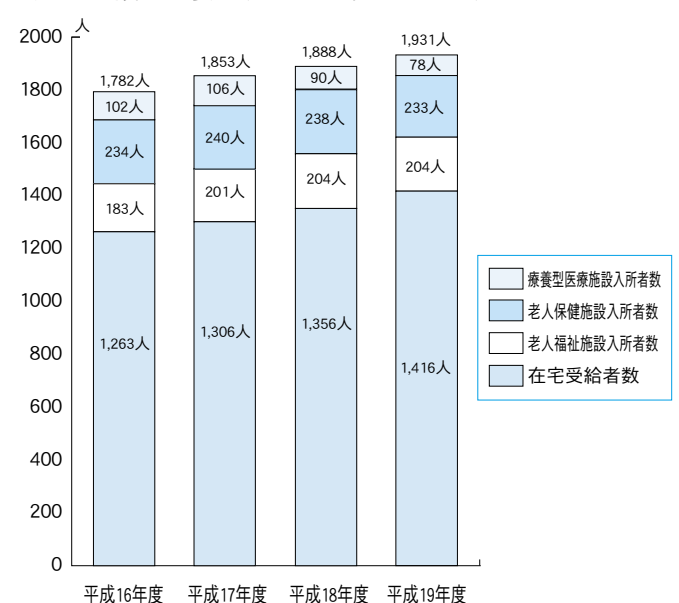
現在、大洲市においても高齢化が進み、「介護を必要とする人が増加」(表1)しており、それに伴い、「介護サービス給付費が増加」(表2)しています。

表2 介護サービス給付費が増えています。



大洲市介護保険サービス 給付額の推移

表1 介護を必要とする人が増えています。



大洲市介護保険サービス 利用者の推移

# 介護保険料のお知らせ

**保険料はどのように納めるのですか？**

納める方法は年金額によって2種類あります。

**普通徴収**

老齢年金(退職)年金額が年額18万円未満の人は、納付書で個別に納付します。

納期は、7月から3月までの計9期です。

また、口座振替もできますので、希望する人は最寄りの金融機関または郵便局で手続きしてください。

**特別徴収**

老齢年金(退職)年金額が年額18万円以上の人は、年金から差し引かれます。

4月・6月・8月は、一部の人を除き、前年度2月分の保険料額をそのまま納付します。《仮徴収》

10月・12月・2月は、本年度に確定した年額保険料から仮徴収額を引いた額を納付します。《本徴収》

※なお、年金額が18万円以上の人でも、次のようなときには一定の期間、「普通徴収」扱いになります。

- ◆年度の途中で65歳になった。
- ◆年度の途中で他の市区町村から転入した。
- ◆年度の途中で所得段階が変わった。

◆年金の現況届の出し忘れなどで年金が一時差し止めになった。

**納め忘れに**

**ご注意ください!**

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じてサービスにかかる保険給付が受けられなくなります。

① 一年以上滞納するとサービスがいったん全額負担となり、申請により後で給付されます。

② 1年6カ月以上滞納すると、保険給付が一時差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されたりします。

③ 2年以上滞納すると利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービスが受けられなくなったりします。

災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときは、左記窓口までご相談ください。

**【問い合わせ先】**

- 市役所高齢福祉課介護保険管理係 ☎2111
- (内線166・167・170)
- 長浜支所市民福祉課 ☎1111 (内線25)
- 脇川支所市民福祉課 ☎2311 (内線227)
- 河辺支所市民福祉課 ☎2111 (内線151)

## ☆☆☆☆☆ 介護予防サービス利用までの流れ ☆☆☆☆☆

**生活機能の低下を把握するため、生活機能評価を受診する必要があります。**

- 介護予防の視点から行われる基本健診で、生活機能の低下が心配される人
- 要介護認定の非該当者 ●地域の医療機関など関係機関から連絡のあった人
- 訪問活動等により生活機能の低下が心配される人

市役所高齢福祉課  
地域包括支援センター

**生活機能が低下している人の中から、対象者(特定高齢者)を選定します。**

介護予防の対象となる可能性のある人については、健診を受診しチェックリストなどを用いて本人・家族と生活機能に関する調査を行い、対象者を選定します。

**特定高齢者に該当する人**

**介護予防ケアマネジメント**

- ①対象者の把握
- ②一次アセスメント
- ③介護予防ケアプランの作成

**特定高齢者に該当しない人**

**高齢者を対象に、生活に関する総合的な相談や生活支援などのサービスを利用**

**●地域支援事業 (介護予防特定高齢者施策)**

- ☆通所型介護予防事業☆  
通所により介護予防を目的とした「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」などを行います。
- ☆訪問型介護予防事業☆  
保健師などが、閉じこもり、認知症、うつなどのおそれのある高齢者宅を訪問し、介護予防に関する動機付け支援を行います。

**●地域支援事業 ☆一般高齢者施策☆**

- 高齢者を対象として、介護予防に関する情報の提供、活動支援、環境整備を行います。
- ☆任意事業☆  
家族介護支援事業、介護給付適正化事業、地域自立生活支援事業などを行います。
- 保健福祉事業  
高齢者がいつまでも地域でいきいきと暮らすことを目指して、緊急通報装置貸与事業、軽度生活援助事業などを行います。

**地域支援事業を活用しましょう**

介護保険制度により、要支援・要介護認定を受けていない高齢者のうち、要支援・要介護状態になるおそれのある人を対象とした介護予防サービスを実施しています。

**【問い合わせ先】**

- 市役所高齢福祉課高齢者福祉係 ☎242111 (内線171)
- 長浜支所市民福祉課 ☎1111 (内線22)
- 脇川支所市民福祉課 ☎2311 (内線227)
- 河辺支所市民福祉課 ☎2111 (内線151)